

施設を異動しましたので

国際医療研究センター国府台病院

關本 宏二

平成30年3月までは久里浜医療センターにお世話になっておりましたが、4月から国立国際医療研究センター国府台病院にお世話になっています。と書き始めると、国府台病院は・・・と、現施設の紹介を書いたり、または前施設との違いなんかを書いたりします。そういう例に逆らわず、私にとっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（障防法）の対象施設に異動になったこと。これは大きな違いの一つですのでこれについて少し触れようと思います。この法律、すごく大雑把に言うと、病院に関しては放射線治療施設の有無で対象か否かが決まります（本当はちょっと違います）。私はこれまで、放射線治療のある施設を4カ所、ない施設を久里浜1カ所だけ経験して今に至るので、対象施設の経歴のほうがずっと長いのですが、この法律に実際に関係する立場にいたことがかなり短く、東日本大震災直後に対象施設から非対象施設に異動したため、最近の変動についていけませんでした。

東日本大震災で原子力発電所から放射能漏れを起こしたことを契機に原子力規制委員会設置法が制定され、（私が障防法への関心をなくし始めたころ）文部科学省から環境省の外局となる原子力規制委員会に障防法の事務が移管しました。その後IAEA（国際原子力機関）の総合評価サービスを受け入れ、その結果、原子力規制委員会が施設に対する検査の実効性を向上させることが可能になるように、関連法令を改正すること（わかりにくい文章ですが、そう書いてあるので）や、防護対策、緊急事態に対する準備などの提言を受けました。障防法はそれらを考慮した「放射性同位元素等の規制に関する法律」に代わって行くということです。

現在でも障防法対象施設は放射線障害予防規定を持っていますが、法改正に合わせて各施設で新しい放射線障害予防規定を作成しています。先ほどあげま

したように緊急事態の準備として公表方法や内容、またマネジメント層を含む事業所全体で放射線障害の防止に関し自主的・継続的に改善を行う方法を記載するなどが求められているようです。

施設異動の話から、かなりずれましたが、当院でも放射線治療を担当している放射線取扱主任者の主任技師が規定作成をすすめてくれています。彼からいろいろ教えてもらえ勉強になりますし、今回あらためて改正の経緯を確認できました。そしてこの原稿が書いているのは異動のおかげです。

ちなみに医療関連法律とググると、日本医療企画のPDF（2013年）が検索されますが、これには、障防法は記載されていません。それほど病院から見ると異色の法律かもしれません。しかし原子力発電所の稼働審査を行う組織が、この法律を通して病院の放射線防護などに対する姿勢に目を光らせています。これまで診療放射線技師が頑張って対応してきましたが、これからもそれは変わりません。しかし今後、放射線障害防止に対する改善は施設全体に求められていくというご理解を、多くの皆様にお願したいと思いながら、まとまりのない文章を終わりたいと思います。

参考

日本への総合規制評価サービス（ISSR）ミッションについて <http://www.nsr.go.jp/data/000148394.pdf>

日本アイソトープ協会主任者ニュース https://www.jrias.or.jp/report/pdf/syuninsyanews23_2017.pdf

医療関連法規一覧-日本医療企画 <https://www.jmp.co.jp/iryokeitecho/2014/images/tokusyup.208-213.pdf>